

第26号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和3年4月8日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
処 分 庁 文京区教育委員会

審査請求人が令和 2 年 1 月 13 日付で提起した処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和元年 10 月 11 日付 2019 文教教児第 385 号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第 1 事案の概要

- 1 令和元年 10 月 11 日、審査請求人は、「育成室委託契約に係る委託料 142, 232, 133 円の支払いが遅れたことについて、(1) 教育推進部の管理職に最初に事故報告した内容がわかる文書一式 (2) 国と都からの交付金 28, 148, 000 円が受けられない旨を都から連絡を受けたことがわかる文書一式 (決裁文書等を含む。)」を公開請求に係る行政情報の件名又は内容として、文京区情報公開条例（平成 12 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、文京区教育委員会に対し、写しの交付による行政情報公開請求を行った。
- 2 同日、処分庁は、本件請求に対し、「教育推進部の管理職に最初に事故報告した内容がわかる文書一式」については、「平成 30 年度 放課後児童健全育成事業に係る委託経費未払い金額について」という文書（以下「本件公開文書」という。）を対象行政情報として特定

した上で、対象育成室の名称を条例第7条第3号に規定する非公開事由に該当するとして非公開とし、また、「国と都からの交付金 28,148,000 円が受けられない旨を都から連絡を受けたことがわかる文書一式（決裁文書等を含む。）」については、「請求内容に相当する情報が記録された行政情報は作成しておらず、また区に提出されてもいないため、存在しない」とした上で、本件処分を行った。

- 3 令和2年1月13日、審査請求人は、本件処分を不服として文京区教育委員会に対し、本件審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次に掲げる理由から、本件処分の取消しを求める趣旨のものである。

(1) 本件公開文書における対象育成室の名称の非公開について

育成室委託料の未払いについて、文京区教育委員会に落ち度があり、対象育成室の運営を受託している事業者（以下「本件事業者」という。）に落ち度がないのであれば、他の事業者がどのように捉えたとしても、対象育成室の名称を公にしたことをもって本件事業者の利益を著しく害することにはならないと考えられることから、条例第7条第3号には該当しない。

(2) 国及び東京都から交付金を受けられないことについて、東京都から連絡を受けたことが分かる文書の存在の有無について

ア 教育推進部長と教育推進部児童青少年課長が令和元年6月19日9時15分に東京都に出向いて交付金を受けられない旨の伝達を受けていることから、本件処分の対象行政情報として、東京都に出向いて子ども・子育て支援交付金（以下「交付金」という。）を受けられない旨の伝達を受けたことが分かる文書（東京都に出向いた者の報告書を含む。）が存在していないのはおかしい。

イ 令和元年8月に行われた懲戒処分の時点で損害額が確定していたのであれば、国及び東京都からの交付金を受けられないと東京都が判断したことを記録したものが存在していると推認される。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次に掲げる理由から、本件審査請求の棄却を求める趣旨のものである。

(1) 本件公開文書における対象育成室の名称の非公開について

育成室委託料の未払いについては、本件事業者に落ち度はなかったと認識しているが、対象育成室の名称を公開することで本件事業者が育成室委託料の未払いの相手方であることが明らかになり、本件事業者の財務、経理といった内部管理に問題があるかのような印象を与え、取引業者及び利用者からの信用が失われる等、本件事業者の信用及び社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(2) 国及び東京都から交付金を受けられないことについて、東京都から連絡を受けたことが分かる文書の存在の有無について

ア 令和元年6月19日に、教育推進部長及び教育推進部児童青少年課長が東京都を訪問し、交付金について打合せを行っているが、予算の単年度主義に基づく対応となる旨の回答であったことから、その内容を記録した議事録や報告書等は作成していない。

イ 国及び東京都からの交付金については、年度中に支払予定に基づき国及び東京都へ申請し、当該年度末に交付を受け、翌年度末に区の実績報告に基づき精算されるものである。

このことから、令和元年8月の懲戒処分の時点において、平成30年度分の育成室委託料に係る国と東京都からの交付金を受けていたが、令和元年6月に判明した育成室委託料の未執行により、交付金を受けられなくなる見込みとなったものであるが、国及び東京都から交付金を受けられないと判断したことについて議事録や報告書等は作成しておらず、また、東京都からの文書も存在しない。

第3 理由

本件審査請求に係る諮問（令和2年度（情審）諮問第1号）に対する文京区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和2年度（情審）答申第5号）を踏まえ、次のように判断する。

1 本件公開文書における対象育成室の名称の非公開について

(1) 条例第7条第3号は、法人の情報を公開することにより生じる不利益の程度について、「著しく」と規定し、不利益の程度が甚だしい場合に限定していることから、本件においては、対象育成室の名称を公開することによって、本件事業者に重大な不利益が生じる場合に同号に該当すると解するのが相当である。

(2) 処分庁は、育成室委託料の未払いについて、本件事業者に落ち度はないと考えていることから、対象育成室の名称を公開することで本件事業者が育成室委託料未払いの相手方であることが明らかになり、財務、経理といった内部管理に問題があるかのような印象を与え、取引業者及び利用者からの信用が失われる等、本件事業者の信用及び社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害することから条例第7条第3号に該当する旨主張している。

(3) 対象育成室の名称は、区及び本件事業者のホームページにおいて既に公開されている情報であり、本件においては、処分庁の主張するとおり対象育成室の名称を公開することで本件事業者が育成室委託料未払いの相手方であることが明らかになる。

しかし、対象育成室の名称が公開され、本件事業者が育成室委託料の未払いの相手方であることが分かったとしても、本件事業者の内部管理に問題があるかのような印象を与え、又はそのように誤解されるおそれがあることは否定できないものの、本件事業者に重大な不利益が生じるとまでは認められないことから、対象育成室の名称は、条例第7条第3号の非開示情報には該当しないため、公開すべきである。

2 国及び東京都からの交付金を受けられないことについて、東京都から連絡を受けたことが分かる文書の存在の有無について

(1) 審査請求人は、教育推進部長と教育推進部児童青少年課長が東京都に出向いて交付金を受けられない旨の伝達を受けており、また、令和元年8月に行われた懲戒処分の時点で損害額が確定していたのであれば、国及び東京都から交付金を受けられないことについて記録した文書があるはずであると主張する。

(2) これに対し、処分庁は、弁明書において国及び東京都から交付金を受けられないと判断したことについて、議事録や報告書等は作成しておらず、また、東京都からの文書も存在しないと主張していたところであるが、処分庁から審査会に対し令和2年11月16日付けで、国及び東京都からの交付金の交付について東京都と交渉した内容が含まれる「事故報告について」という文書（以下「事故報告書」という。）の提出があった。

- (3) 事故報告書について審査会による見分の結果、「6 参考事項」「(4) その他の参考事項」「○子ども・子育て支援交付金の欠損について」という項目において、文京区教育委員会の職員が東京都を訪問し、国及び東京都からの交付金の交付について具体的な交渉を行ったことが分かる記載が認められた。

本件請求は、「国と都からの交付金 28,148,000 円が受けられない旨を都から連絡を受けたことがわかる文書一式（決裁文書等を含む。）」を求めるものであるところ、事故報告書は、東京都から通知された文書又は文京区教育委員会の職員が東京都を訪問した際に記録した文書ではないが、国及び東京都からの交付金について東京都と行った具体的な交渉内容が記載されていることから、請求内容に相当する文書であると解することができる。

- (4) 事故報告書のほか、国及び東京都からの交付金を受けられないことについて、東京都と協議した内容が記載された文書がないか改めて検索するよう、審査会が処分庁へ求めたところ、存在しないとの回答があり、事故報告書以外に請求内容に相当する文書は存在しないものと認められる。

- (5) 以上のことから、本件請求の対象行政情報として、令和元年7月10日付事故報告について（2019 文教教児第 240 号）に係る起案文書一式を特定することが妥当である。

第4 結論

以上のことから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 4 月 日

審査庁 文京区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は、文京区教育委員会となります。）、採決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、採決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は、文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、採決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。